

（仮称）大分市自治基本条例 条文案（調整案 1）

担当部会	部会案	調整案 1	課題等
	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条 第 4 条）</p> <p>第 2 章 市民（第 5 条・第 6 条）</p> <p>第 3 章 執行機関及び議会（第 7 条 第 12 条）</p> <p>第 4 章 市政運営（第 13 条 第 28 条）</p> <p>第 5 章 市民参画及びまちづくり（第 29 条 第 36 条）</p> <p>第 6 章 連携及び交流（第 37 条）</p> <p>第 7 章 多文化共生（第 38 条）</p> <p>第 8 章 環境及び景観（第 39 条）</p> <p>第 9 章 条例の位置付け（第 40 条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条 第 4 条）</p> <p>第 2 章 市民（第 5 条・第 6 条）</p> <p>第 3 章 執行機関及び議会（第 7 条 第 12 条）</p> <p>第 4 章 市政運営（第 13 条 第 28 条）</p> <p>第 5 章 市民参画及びまちづくり（第 29 条 第 36 条）</p> <p>第 6 章 連携及び交流（第 37 条）</p> <p>第 7 章 多文化共生（第 38 条）</p> <p>第 8 章 環境及び景観（第 39 条）</p> <p>第 9 章 条例の位置付け（第 40 条）</p> <p>附則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各章の順番は、この流れで良いか。 イメージとしては、「市民・執行機関・議会」の役割や責務を述べた後に、行政が取り組む内容（市政運営）、市民と市が共に取り組む内容（市民参画及びまちづくり）とした（他都市においても同じ流れ）。 第 6 章から第 8 章については、市政運営部会から別章立てとされた内容であるため、取り敢えず後段に位置付けた。 第 9 章は、各部会に属さない最高規範性についての内容であるため、他都市の例により最後の章とした。 ・各章の名称は、これで良いか。 理念部分を一般的にならって「総則」としたほかは、基本的に各部会の名称をタイトルとした。 第 5 章は、部会名には市民参加としているが、条文の内容が参画となっていることから「市民参画及びまちづくり」とした。 第 6 章から第 8 章は、市政運営部会案を参考に全体の表記にあわせた。 第 9 章は、最高規範性とする都市もあるが、本市における本条例の位置付けを謳ったことから「条例の位置付け」とした。
理念部会	<p>< 前文 ></p> <p>わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。</p> <p>大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。</p> <p>わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。</p> <p>わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である（仮称）大分市自治基本条例を制定します。</p>	<p>< 前文 ></p> <p>わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。</p> <p>大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。</p> <p>わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。</p> <p>わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である（仮称）大分市自治基本条例を制定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理念部会で検討中
	<p>< 第 1 章 総則 ></p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割並びに協働によるまちづくりの基本方針を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>< 第 1 章 総則 ></p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割並びに協働によるまちづくりの基本方針を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「自治」と「まちづくり」の使い分けをどうするか。 条文全体を見渡したときに、「自治」としている箇所と「まちづくり」としている箇所が混在している。 （目的）では、一行目で「自治の基本理念」となっているが、（基本理念）では、「まちづくりの基本理念」となっている。 ・理念部会で検討中

担当部会	部会案	調整案 1	課題等
	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 市内に住所を有する者</p> <p>イ 市内に通勤し、又は通学する者</p> <p>ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域活動団体等」という。)</p> <p>2 この条例において「協働」とは、市民、議会、行政が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むことをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 市内に住所を有する者</p> <p>イ 市内に通勤し、又は通学する者</p> <p>ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域活動団体等」という。)</p> <p>2 この条例において「協働」とは、市民、議会、行政が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むことをいう。</p>	<p>・「自治」又は「まちづくり」の定義を定めるか。あるいは、逐条解説に記載することで説明するか。</p> <p>「自治」と「まちづくり」がどちらかに統一できる場合は、定義の必要はないと思うが、混在させる場合は定義又は解説する必要があるのでは。</p> <p>・「市」、「市長等」又は「執行機関」の定義が必要であると思われる。</p> <p>定義することで、各条文の主語が確定できる。</p>
	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 本市は次に掲げる事項を、まちづくりの基本理念とする。</p> <p>(1) 幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり</p> <p>(2) 市民主権のまちづくり</p> <p>(3) 協働のまちづくり</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 本市は次に掲げる事項を、まちづくりの基本理念とする。</p> <p>(1) 幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり</p> <p>(2) 市民主権のまちづくり</p> <p>(3) 協働のまちづくり</p>	<p>・基本理念と以降の条文の主旨があっているか。</p>
	<p>(基本原則)</p> <p>第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を原則としてまちづくりを進めるものとする。</p> <p>(1) 市民総参加の原則</p> <p>全ての市民がまちづくりに参加すること</p> <p>(2) 情報共有の原則</p> <p>市政運営、まちづくりに関する情報を市民、議会、行政が共有すること</p> <p>(3) 平等と機会均等の原則</p> <p>全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること</p>	<p>(基本原則)</p> <p>第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を原則としてまちづくりを進めるものとする。</p> <p>(1) 市民総参加の原則</p> <p>全ての市民がまちづくりに参加すること</p> <p>(2) 情報共有の原則</p> <p>市政運営、まちづくりに関する情報を市民、議会、行政が共有すること</p> <p>(3) 平等と機会均等の原則</p> <p>全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること</p>	<p>・以降の条文が基本原則の主旨にあっているか。</p> <p>・「市」には、議会を含むと考えて良いか。(「市」についての定義をおく必要があるか。)または、第3条の「本市」と主語を統一する必要はないか。</p>
市民部会	<p><第2章 市民></p> <p>(市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。</p> <p>2 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。</p> <p>3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。</p> <p>4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。</p> <p>5 子どもは、地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。</p>	<p><第2章 市民></p> <p>(市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。</p> <p>2 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。</p> <p>3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。</p> <p>4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。</p> <p>5 子どもは、地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。</p>	

担当部会	部会案	調整案 1	課題等
	<p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、自治の主体であることを認識するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を負う。</p> <p>(1) まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。</p> <p>(2) 互いに権利を尊重し、理解し、及び協力してまちづくりに取り組むよう努めること。</p> <p>(3) 地域コミュニティへの参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題解決に向けた行動に努めること。</p> <p>(4) まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。</p> <p>(5) 行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。</p> <p>2 【市民は、将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つための環境作りに努めなければならない。】</p> <p>3 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、自治の主体であることを認識するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を負う。</p> <p>(1) まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。</p> <p>(2) 互いに権利を尊重し、理解し、及び協力してまちづくりに取り組むよう努めること。</p> <p>(3) 地域コミュニティへの参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題解決に向けた行動に努めること。</p> <p>(4) まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。</p> <p>(5) 行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。</p> <p>2 【市民は、将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つための環境作りに努めなければならない。】</p> <p>3 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>・「自治」と「まちづくり」が混在している。</p> <p>(基本理念)では、「まちづくりの基本理念」としているが、ここでは、「自治の基本理念」となっている。</p> <p>また、第1項本文と各号で「自治」と「まちづくり」が混在している。</p>
<p>執行機関・議会部会</p>	<p><第3章 執行機関及び議会></p> <p>(市の基本的役割)</p> <p>第7条 市長等(市長その他の執行機関をいう。)は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長等は、基本構想及び基本計画に即した総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。</p> <p>3 市長等は、市民主体のまちづくりを推進するために必要な条例等の制定改廃を適切に行うものとする。</p>	<p><第3章 執行機関及び議会></p> <p>(市の基本的役割)</p> <p><u>第7条</u> 市長等(市長その他の執行機関をいう。)は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。</p> <p><u>2</u> 市長等は、基本構想及び基本計画に即した総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。</p> <p>3 市長等は、市民主体のまちづくりを推進するために必要な条例等の制定改廃を適切に行うものとする。</p>	<p>・第7条第1項は、<第4章 市政運営>(市政運営の基本)第13条第1項と内容が同じである。(第13条第1項を統合)</p> <p>・第2項は、<第4章 市政運営>(市政運営の基本)第13条第2項と内容がほぼ同じである。(第13条第2項を統合)</p> <p>また、第14条との関係はどうか。</p> <p>・第3項は、<第4章 市政運営>(政策法務)第26条第2項と内容がほぼ同じである。(第26条第2項に統合)</p>
	<p>(市長の基本的役割)</p> <p>第8条 市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、市政全体の総合調整その他の権限を適正に行使しなければならない。</p>	<p>(市長の基本的役割)</p> <p>第8条 市長は、市民の信託を受けた本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、市政全体の総合調整その他の権限を適正に行使しなければならない。</p>	
	<p>(市長の責務)</p> <p>第9条 市長は、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るため、必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、最小の経費で効果を挙げるため、効率的な市政運営を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第9条 市長は、市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るため、必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、最小の経費で効果を挙げるため、効率的な市政運営を行うよう努めなければならない。</p> <p><u>3</u> 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>・第9条第3項は、<第4章 市政運営>(市民提案)第24条第2項及び<第5章 市民参画及びまちづくり>(情報共有及び説明責任)第34条第2項と内容がほぼ同じである。(第34条第2項を統合)</p>

担当部会	部会案	調整案 1	課題等
	<p>(執行機関の責務)</p> <p>第 10 条 執行機関は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民満足度の向上に努めなければならない。</p> <p>2 執行機関は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図り、一体として、行政機能を発揮するように努めなければならない。</p> <p>3 執行機関は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。</p>	<p>(執行機関の責務)</p> <p>第 10 条 市長等は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民満足度の向上に努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図り、一体として、行政機能を発揮するように努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。</p> <p>4 <u>市(執行機関)は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 第 10 条の主語について 「執行機関」には、「市長」も含まれると思うが、「市長」との関係はどうするか。(「市長等」と表現する方が、分かりやすいのではないか。) いずれにしても主語の定義が必要である。 第 4 項として、第 28 条(人材育成)を、移動してはどうか。 (第 28 条は、具体的な取り組みというより、執行機関の責務として捉えられるのではないかと考えられるため。)
	<p>(職員の責務)</p> <p>第 11 条 職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。</p> <p>2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。</p> <p>3 職員は、常に法令を遵守するとともに、職務に関し違法又は不当な事実があると認めるときは、適正に対応しなければならない。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第 11 条 職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。</p> <p>2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。</p> <p>3 職員は、常に法令を遵守するとともに、職務に関し違法又は不当な事実があると認めるときは、適正に対応しなければならない。</p>	
	<p>(議会の基本的役割等)</p> <p>第 12 条 検討中</p>	<p>(議会の基本的役割等)</p> <p>第 12 条 検討中</p>	<ul style="list-style-type: none"> 議会に関する条文の検討 「議会基本条例に定めるところによる」という主旨の一文では足りないとしたときに、議会基本条例の要点を抽出した項目を謳うか、あるいは議会基本条例の前文の部分を更に要約した内容を謳うか。
<p>市政運営部会</p>	<p><第 4 章 市政運営></p> <p>(市政運営の基本)</p> <p>第 13 条 市(執行機関)は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市(執行機関)は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。</p>	<p><第 4 章 市政運営></p> <p>(市政運営の基本)</p> <p>第 13 条 市(執行機関)は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市(執行機関)は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第 13 条第 1 項は、<第 3 章 執行機関及び議会>(市の基本的役割)第 7 条第 1 項と内容が同じである。 (第 7 条第 1 項に統合) 第 2 項は、<第 3 章 執行機関及び議会>(市の基本的役割)第 7 条第 2 項と内容がほぼ同じである。(第 7 条第 2 項に統合)
	<p>(総合計画)</p> <p>第 14 条 市(市長)は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 市(市長)は、総合計画の策定に当たっては、市民参加の機会を確保するものとする。</p>	<p>(総合計画)</p> <p>第 14 条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民参加の機会を確保するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自治法上は、基本構想は「市」が定めることとなっているが、策定過程で市民参加の機会を確保するのは「市長」であるとするのが適当ではないか。
	<p>(行政評価)</p> <p>第 15 条 市(執行機関)は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。</p> <p>2 市(執行機関)は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。</p>	<p>(行政評価)</p> <p>第 15 条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。</p> <p>2 市長等は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。</p>	

担当部会	部会案	調整案 1	課題等
	<p>(外部監査)</p> <p>第 16 条 市(執行機関)は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、外部機関による監査の実施を求めることができる。</p> <p>2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。</p>	<p>(外部監査)</p> <p>第 16 条 市は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、外部機関による監査の実施を求めることができる。</p> <p>2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。</p>	
	<p>(情報公開)</p> <p>第 17 条 市(執行機関)は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。</p>	<p>(情報公開)</p> <p>第 17 条 市長等は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。</p>	
	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第 18 条 市(執行機関)は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第 18 条 市長等は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。</p>	
	<p>(行政手続)</p> <p>第 19 条 市(執行機関)は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。</p>	<p>(行政手続)</p> <p>第 19 条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。</p>	
	<p>(条例の制定等の手続)</p> <p>第 20 条 市(執行機関)は、市政運営に関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。</p>	<p>(条例の制定等の手続)</p> <p>第 20 条 市長は、市政運営に関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。</p>	
	<p>(法令遵守等)</p> <p>第 21 条 市(執行機関)は、法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保を図るため、別に条例で定めるところにより、必要な体制を整備するものとする。</p>	<p>(法令遵守等)</p> <p>第 21 条 市長等は、法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保を図るため、別に条例で定めるところにより、必要な体制を整備するものとする。</p>	
	<p>(財政運営)</p> <p>第 22 条 市(執行機関)は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市(執行機関)は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に公表しなければならない。</p>	<p>(財政運営)</p> <p>第 22 条 市長等は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市(執行機関)は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に公表しなければならない。</p>	<p>・第 2 項は、地方自治法第 243 条の 3 に同一規定があるため削除して良いのではないかと。</p>
	<p>(行政組織の編成)</p> <p>第 23 条 市(執行機関)は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組織の編成を行うものとする。</p> <p>2 市(執行機関)は、組織の横断的な調整を図るものとする。</p>	<p>(行政組織の編成)</p> <p>第 23 条 市長等は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組織の編成を行うものとする。</p> <p>2 市長等は、組織の横断的な調整を図るものとする。</p>	

担当部会	部会案	調整案 1	課題等
	<p>(市民提案)</p> <p>第 24 条 市(執行機関)は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。</p> <p>2 市(執行機関)は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。</p>	<p>(市民提案)</p> <p>第 24 条 市長等は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。</p>	<p>・第 24 条第 2 項は、<第 3 章 執行機関及び議会>(市長の責務)第 9 条第 3 項及び<第 5 章 市民参画及びまちづくり>(情報共有及び説明責任)第 34 条第 1 項と内容がほぼ同じである。(第 34 条第 1 項を統合)</p>
	<p>(権利保護・苦情対応)</p> <p>第 25 条 市(執行機関)は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、及び行政の改善を図るため、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 市(執行機関)は、市政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(権利保護・苦情対応)</p> <p>第 25 条 市長等は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、及び行政の改善を図るため、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 市長等は、市政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>・第 25 条第 2 項は、<第 5 章 市民参画及びまちづくり>(情報共有及び説明責任)第 34 条第 3 項と内容がほぼ同じである。(第 34 条第 3 項を統合)</p>
	<p>(政策法務)</p> <p>第 26 条 市(執行機関)は、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 市(執行機関)は、市政の課題に対応した自主的な政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うものとする。</p>	<p>(政策法務)</p> <p>第 26 条 市長等は、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、市政の課題に対応した自主的な政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うものとする。</p>	<p>・第 26 条第 2 項は、<第 3 章 執行機関及び議会>(市の基本的役割)第 7 条第 3 項と主旨がほぼ同じである。(第 7 条第 3 項を統合)</p>
	<p>(危機管理体制の整備等)</p> <p>第 27 条 市(市長)は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。</p>	<p>(危機管理体制の整備等)</p> <p>第 27 条 市長等は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。</p>	
	<p>(人材の育成)</p> <p>第 28 条 市(執行機関)は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。</p>	<p>(人材の育成)</p> <p>第 28 条 市(執行機関)は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。</p>	<p>・第 28 条(人材育成)は、具体的な取り組みというより、執行機関の責務として捉えられるのではないかと考えられるため、第 10 条第 4 項へ移動してはどうか。</p>
<p>市民参画・まちづくり部会</p>	<p><第 5 章 市民参画及びまちづくり> (まちづくりへの市民参画)</p> <p>第 29 条 市は、市民がまちづくりに参画する機会を確保しなければならない。</p> <p>2 市は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。</p>	<p><第 5 章 市民参画及びまちづくり> (まちづくりへの市民参画)</p> <p>第 29 条 市長等は、市民がまちづくりに参画する機会を確保しなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。</p>	<p>・主語の確認 他都市では、「市長等」(執行機関)としているところもある。</p>
	<p>(市民協働の推進)</p> <p>第 30 条 市民及び市は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、市民協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。</p>	<p>(市民協働の推進)</p> <p>第 30 条 市民、議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、市民協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。</p>	<p>・主語の確認 ここでの「市」とは、「市長等(執行機関)及び議会」のことで良いか。</p>

担当部会	部会案	調整案 1	課題等
	<p>(附属機関等)</p> <p>第 31 条 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会などを設置するものとする。</p> <p>2 市は、附属機関等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、附属機関等の会議の公開に関することは、別の定めによるものとする。</p>	<p>(附属機関等)</p> <p>第 31 条 市長等は、法令に基づき設置する附属機関のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会などを設置するものとする。</p> <p>2 市長等は、附属機関等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、附属機関等の会議の公開に関することは、別の定めによるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主語の確認 他都市では、「市長等」(執行機関) としているところもある。
	<p>(市民意見の聴取)</p> <p>第 32 条 市は、重要な政策等の策定に当たっては、市民から意見を公募する手続 (以下「パブリックコメント手続」という。) を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。</p> <p>2 市は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。</p> <p>3 市は、前 2 項の規定によるほか、あらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努めなければならない。</p>	<p>(市民意見の聴取)</p> <p>第 32 条 市長等は、重要な政策等の策定に当たっては、市民から意見を公募する手続 (以下「パブリックコメント手続」という。) を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。</p> <p>2 市長等は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。</p> <p>3 市長等は、前 2 項の規定によるほか、あらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主語の確認 他都市では、「市長等」(執行機関) としているところもある。
	<p>(住民投票)</p> <p>第 33 条 市は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。</p> <p>2 市は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに条例で定めるものとする。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第 33 条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに条例で定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主語の確認 他都市では、「市長」としているところもあるが、「市長等」(執行機関) としているところもある。
	<p>(情報共有及び説明責任)</p> <p>第 34 条 市は、市政に関する情報を、適切な情報伝達手段により、積極的に市民に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。</p> <p>2 市は、政策等の立案、実施、評価及び見直しの各過程において、市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民からの政策等に関する意見、要望、苦情等については、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。</p>	<p>(情報共有及び説明責任)</p> <p>第 34 条 市は、市政に関する情報を、適切な情報伝達手段により、積極的に市民に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。</p> <p>2 市は、政策等の立案、実施、評価及び見直しの各過程において、市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民からの政策等に関する意見、要望、苦情等については、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第 34 条第 1 項は、< 第 3 章 執行機関及び議会 > (市長の責務) 第 9 条第 3 項及び < 第 4 章 市政運営 > (市民提案) 第 24 条第 2 項と内容がほぼ同じである。(第 24 条第 2 項に統合) 第 2 項は、第 9 条第 3 項と同一内容である。(第 9 条第 3 項に統合) 第 3 項は、< 第 4 章 市政運営 > (権利保護・苦情対応) 第 25 条第 2 項と内容がほぼ同じである。(第 25 条第 2 項に統合) 第 3 項は、この項目として内容が合致しているか。 主語の確認 ここでの「市」とは、「市長等」(執行機関) のことで良いか。
	<p>(都市内分権)</p> <p>第 35 条 市は、市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を推進するものとする。</p>	<p>(都市内分権)</p> <p>第 35 条 市長等は、市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を推進するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主語の確認 ここでの「市」とは、「市長等」(執行機関) のことで良いか。

担当部会	部会案	調整案 1	課題等
	<p>(地域コミュニティ)</p> <p>第 36 条 市は、それぞれの地域に係る市民によって構成される地域コミュニティとの協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。</p> <p>2 市は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。</p>	<p>(地域コミュニティ)</p> <p>第 36 条 市長等は、それぞれの地域に係る市民によって構成される地域コミュニティとの協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。</p> <p>2 市長等は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 市長等は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。</p>	<p>・主語の確認</p> <p>ここでの「市」とは、「市長等」(執行機関)のことで良いか。</p>
<p>市政運営部会</p>	<p><第 6 章 連携及び交流></p> <p>第 37 条 市(執行機関及び議会)は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。</p> <p>2 市(執行機関及び議会)は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。</p>	<p><第 6 章 連携及び交流></p> <p>第 37 条 市長等は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。</p> <p>2 市長等は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。</p>	<p>・独立した章としているが、これで良いか。</p> <p>「連携及び交流」については、具体的政策というよりも課題解決やまちづくりのための方法・手段という側面があり、この条例に規定する余地はあるのではないかと。(残した場合、章をどうするか)</p>
	<p><第 7 章 多文化共生></p> <p>第 38 条 市(市民、執行機関及び議会)は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。</p>	<p><第 7 章 多文化共生></p> <p>第 38 条 市(市民、執行機関及び議会)は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。</p>	<p>・独立した章としているが、これで良いか。(個別政策的な要素が濃いため削除)</p> <p>(又は理念的に一条設けるか)</p>
	<p><第 8 章 環境及び景観></p> <p>第 39 条 市(市民、執行機関及び議会)は、本市の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、これを活かしたまちづくりの推進及び良好な景観の形成に努めるものとする。</p>	<p><第 8 章 環境及び景観></p> <p>第 39 条 市(市民、執行機関及び議会)は、本市の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、これを活かしたまちづくりの推進及び良好な景観の形成に努めるものとする。</p>	<p>・独立した章としているが、これで良いか。(個別政策的な要素が濃いため削除)</p> <p>(又は理念的に一条設けるか)</p>
<p>部会に属さない事項(事務局案)</p>	<p><第 9 章 条例の位置付け></p> <p>第 40 条 市民、執行機関及び議会は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>2 執行機関及び議会は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p>	<p><第 9 章 条例の位置付け></p> <p>第 40 条 市民、執行機関及び議会は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>2 執行機関及び議会は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p>	<p>・第 9 章については、事務局において作成したので、検討が必要である。</p> <p>・主語の確認</p> <p>第 40 条第 1 項は、本市のまちづくりの最高規範であることから、「市民、執行機関及び議会」と、全てを対象にしている。</p> <p>第 2 項は、各種計画や条例等の制定等を行う際の規定であることから、「執行機関及び議会」としている。</p>
	<p><附則></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。(条例の見直し)</p> <p>2 市長は、5 年を超えない期間ごとに、市民の意見を聞いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p><附則></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。(条例の見直し)</p> <p>2 市長は、5 年を超えない期間ごとに、市民の意見を聞いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>・主語の確認</p> <p>「市長」としているが、これで良いか。</p> <p>・他都市を参考に「5 年を超えない期間ごとに」としたが、期間を設けることで良いか、また、期間を設ける場合は 5 年で良いか。</p>